

品川区特殊詐欺対策アダプタ取付補助金交付要綱

制定 令和3年 4月 1日 要綱第143号
改正 令和3年10月27日 要綱第322号
改正 令和4年 7月29日 要綱第188号

(目的)

第1条 この要綱は、区内に住む高齢者が特殊詐欺の被害にあうことを防止するため、電話機にAIを利用した特殊詐欺対策アダプタ（以下「アダプタ」という。）を取付ける際に要する費用の全部または一部に対する補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助金の交付対象者)

第2条 前条の補助金の交付対象者は区内に住む65歳以上でアダプタを取付け、そのサービスの利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）とする。ただし、生活安全担当課長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(補助金の交付対象となる経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費（以下「対象経費」という。）はアダプタの取付け作業に要する費用とし、対象経費以外に要する費用は利用希望者が負担する。

(補助金額等)

第4条 補助金額は8,800円を上限とする。ただし、区長は予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

2 この要綱による補助金は、利用希望者の属する世帯につき、1回に限り交付を受けることができるものとする。

(指定事業者)

第5条 アダプタを利用希望者に提供する事業者（以下「事業者」という。）は、区長が指定する事業者とする。

(補助金の交付申請)

第6条 利用希望者は、品川区特殊詐欺対策アダプタ取付補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）により補助金の交付申請をしなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 区長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査のうえ、補助金の交付の可否を決定し、品川区特殊詐欺対策アダプタ取付補助金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により利用希望者に通知しなければならない。

(アダプタの取付け)

第8条 事業者は前条の決定後、速やかに利用希望者の電話機にアダプタを取付けなければならない。また、事業者は、取付け作業の際の現地の状況から、電話機、電話回線またはその他周辺機器の状況により、アダプタの取付けができないと認めた場合は、その旨を利用希望者に通知する。

(実績報告)

第9条 事業者は、前条の取付け作業が完了したときは、品川区特殊詐欺対策アダプタ取付補助金事業実績報告書（第3号様式。以下「実績報告」という。）に添付書類を付して区長に報告しなければならない。

（確定通知）

第10条 区長は前条の実績報告を受けたときは、その内容を審査して必要に応じ実地検査のうえ、補助金の額を確定し、品川区特殊詐欺対策アダプタ取付補助金額確定通知書（第4号様式。以下「確定通知」という。）により事業者に通知するものとする。

（補助金の請求および交付）

第11条 補助金は、利用希望者からの委任状（第5号様式）による委任に基づき、区が事業者に直接支払うものとする。

2 事業者は、前条の確定通知を受けたときは、速やかに品川区特殊詐欺対策アダプタ取付補助金交付請求書（第6号様式。以下「請求書」という。）により区長に補助金の交付を請求するものとする。また、区長は前条の請求書の提出を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の取消および返還）

第12条 区長は、虚偽、誤謬またはその他の事由により必要と認めたときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消し、品川区特殊詐欺対策アダプタ取付補助金交付決定取消通知書（第7号様式）により、利用希望者および事業者に通知するものとする。また、当該取消に係る部分の補助金が既に交付されているときは、事業者に対し、期限を定めて補助金の全額または一部の返還を請求するものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、地域振興部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年 4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年11月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和4年 8月 1日から適用する。

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

品川区特殊詐欺対策アダプタ取付補助金交付申請書

品川区長 あて

住所	東京都品川区	生年月日	
氏名		電話番号	
		(携帯)	

品川区特殊詐欺対策アダプタ取付補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第6条の規定に基づき、下記の項目を理解し承認したうえで、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

申請金額 _____ 円

- 1 要綱に定める対象経費以外に要する費用は、自己負担します。
- 2 当該アダプタを取付けるにあたり、住所、氏名等の記載された本申込書の写しを事業者へ送付することを承諾します。
- 3 当該アダプタの取付けおよび補助金の交付申請にあたり、事業者から区へ以下の情報を共有することに承諾します。
 - ・取付可否結果および取り消しとなった事実
 - ・事業者へお申込みいただいた日、当該アダプタの設置工事日
- 4 本件に係る特殊詐欺対策サービスを利用するにあたり、当該サービスのeメール通知先として、品川区指定の通知先を追加します。
- 5 事業者が電話機や電話回線、その他周辺機器の状況により、当該アダプタを取付けられないと認めた場合、または、_____年__月__日までに取付作業が完了しない場合は本申し込みを取り消します。
- 6 その他、当該アダプタに係るサービスは事業者との契約に従います。
- 7 当該アダプタの取り付けが完了した場合は、設置の事実および本申請書の情報を品川区が管轄警察署に提供することを承諾します。

問合せ：品川区 地域振興部 地域活動課 生活安全担当
電 話 _____ (内線 _____) F A X _____

第2号様式（第7条関係）

年 月 日

品川区特殊詐欺対策アダプタ取付補助金交付（不交付）決定通知書

様

品川区長



品川区特殊詐欺対策アダプタ取付補助金交付要綱第7条の規定に基づき、品川区特殊詐欺対策アダプタ取付補助金の（交付・不交付）を決定したので通知します。

記

交付予定金額 _____ 円

不交付理由

第3号様式（第9条関係）

年 月 日

品川区長 あて

住 所 _____

氏 名 _____

品川区特殊詐欺対策アダプタ取付補助金実績報告書

年 月 日 第 号で交付決定のあった標記の件について、
下記のとおり実績報告します。

記

1 対象経費

_____ 円
(@ × 台)

2 取付台数

_____ 台

(添付資料)

特殊詐欺対策アダプタ取付け先一覧

第4号様式（第10条関係）

年 第 号
月 月 日

様

品川区長



品川区特殊詐欺対策アダプタ取付補助金確定通知書

年 月 日で実績報告のあった標記の件について、下記のとおり
補助金額を確定します。

記

確定額 _____ 円

第5号様式（第11条関係）

年 月 日

委任状

品川区長 あて

（委任者）

住所	東京都品川区
氏名	印

（受任者）

住所	
氏名	

品川区特殊詐欺対策アダプタ取付補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第6条の規定に基づく補助金の交付を申請するにあたり、下記の事項を受任者に委任します。

記

- 1 補助金の請求および受領に係るすべての権限について
 - 2 補助金の交付決定、確定および取消通知受理に係るすべての権限について
- ※ 上記の事項を委任するにあたり、受任者によるアダプタの取り付けの可否等、アダプタの設置に係る契約の状況を受任者が品川区に伝えることを了承します。
- <契約の状況>
- ・取付可否結果および取り消しとなった事実
 - ・事業者へお申込みいただいた日、当該アダプタの設置工事日

第6号様式（第11条関係）

年 月 日

品川区長 へ

住 所 _____

氏 名 _____ 印

品川区特殊詐欺対策アダプタ取付補助金交付請求書

年 月 日 第 号で確定した標記の件について、
下記のとおり請求します。

記

請求額 _____ 円

第7号様式（第12条関係）

年 月 日
第 号

様

品川区長



品川区特殊詐欺対策アダプタ取付補助金交付決定取消通知書

年 月 日付 第 号で通知した補助金の交付決定については、交付決定を取り消すので、品川区特殊詐欺対策アダプタ取付補助金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 取消金額 _____ 円

2 取消対象

住 所 _____

氏 名 _____

生年月日 _____

3 取消理由